

防人計（事）第 5 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 防人計（事）第 7 6 号
令和 5 年 3 月 2 9 日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

事務次官
(公印省略)

自衛隊員の退職管理基本方針について（通達）

標記について、自衛隊法（昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号）第 3 1 条第 5 項の規定により、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：1 別紙
2 自衛隊法第 3 1 条第 5 項の規定に基づき内閣総理大臣が定める一般定年等隊員に係る退職管理に関する基準

自衛隊員の退職管理基本方針

1 基本的な考え方

自衛隊員（以下「隊員」という。）の退職管理については、一般職の国家公務員を対象とした退職管理基本方針（平成22年6月22日閣議決定）の内容を踏まえ、天下りのあっせんの根絶、隊員が定年まで勤務できる環境の整備、人件費の抑制といった観点に留意して進める。

これらの対策を進めると同時に、隊員の意識改革を進めることにより公務組織の活力を確保することが重要であり、次に掲げる事項についての指針を定めるものである。

- (1) 隊員の再就職に関し、天下りのあっせんの根絶を図るため、再就職あっせんの禁止等の規制遵守、再就職に係る情報公開推進などのとるべき措置
- (2) 「官を開く」との基本認識の下、隊員が公務部門で培ってきた専門的な知識・経験を民間等の他分野で活用するとともに、他分野での勤務を経験することにより隊員のコスト意識・現場感覚を高める観点から、官民の人事交流等の拡充を図るためにとるべき措置
- (3) 雇用と年金の接続の重要性に留意して、再任用制度の一層の活用を図るためにとるべき措置

2 隊員の再就職の規制等に係る指針

再就職に関し、天下りのあっせんの根絶を図るため、公務の能率的な運営を確保しつつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等により公務に対する国民の信頼確保を図る。

(1) 再就職に係る自衛隊法の運用

ア 再就職等規制の運用

隊員の退職管理に際し、国民の疑念を招くことのないよう、自衛隊法に規定する再就職あっせんの禁止等の再就職等規制を厳格に遵守する。また、隊員に対し、再就職あっせんの禁止、利害関係企業等に対する求職活動の禁止等の再就職等規制について指導・周知の徹底を図るとともに、隊員であった者に対しても、当該規制について周知を図るよう努めるものとする。再就職等規制違反が疑われる事例については、公務の公正性を確保する観点から、速やかに、対象者が自衛隊法第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員である場合にあっては防衛人事審議会再就職等監視分科会に報告し、同分科会と適切な連携を図るとともに、内閣人事局と必要な情報の共有を図る。また、

防衛大臣への申請・届出手続が適切に行われるよう指導・周知の徹底を図るものとする。

なお、当該事項に係る退職管理を内閣総理大臣が行うこととなる自衛隊法第65条の3第2項第4号に規定する一般定年等隊員にあっては、内閣総理大臣が定める退職管理に関する基準を踏まえ対応するものとする。

イ 隊員の離職後の就職の援助

一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、自衛隊法第65条の10の規定に基づき離職に際しての離職後の就職の援助を行うものとする。特に、退職自衛官の知識・技能・経験を社会に還元するとの観点から、退職自衛官の更なる活用などの施策を進め、再就職環境の改善を図っていく。

ウ 再就職情報の一元管理・公表等

再就職情報について、一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、管理職隊員（自衛隊法第65条の11第3項に規定する隊員をいう。）に対し、離職後2年間の再就職情報について適切かつ速やかに各種届出を行うよう、指導・周知の徹底を図る。また、当該届出に係る情報に基づき、再就職等規制、本基本方針の遵守を確認するなど、適切に事務を遂行する。

さらに、防衛大臣は、これらの届出に係る情報を四半期ごとに取りまとめ、自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づき閣議報告し、併せてその内容について公表する。（内閣は、同条第6項の規定に基づき、毎年度、報告を取りまとめ、公表を行う。）

なお、隊員に対する再就職情報の届出に係る指導・周知に際しては、特に、①利害関係企業等への求職活動の禁止等の自衛隊法に規定する再就職等規制及び届出制度について周知徹底し、②退職を控えた隊員については、在職中の求職活動の有無を確認するとともに、再就職の約束をした場合の届出の徹底を図り、③提出された届出については、個別に内容を確認するとともに、再就職等規制違反が疑われる事例があった場合には必要な調査を行うことによって、再就職の適正化を図るものとする。

(2) 再就職状況に係る情報公開の推進等

隊員の再就職状況についての透明性を高め、また、再就職等規制の違反行為に対する監視に資するため、防衛大臣等は、国民の関心が高い再就職状況について、必要に応じ、調査を行い適切に情報公開を進める。

任命権者（自衛隊法第31条第1項の規定により同法第2条第5項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。）は、これらの調査の実施に当たり、積極的に協力するものとする。

(3) 再就職適正化のための措置の実施

隊員の再就職に関し、再就職情報、各種調査結果等に基づき、次に掲げる方針に従い、再就職適正化のための措置を実施する。

ア 防衛省と関連を有する独立行政法人、公益法人等において、再就職者が何代も連続して就いている理事長等のポスト（以下「特定ポスト」という。）について、①当該法人等に対する行政上の権限、②契約、補助金等の関係、③当該再就職の経緯等を精査するとともに、当該精査の結果を踏まえ、再就職等規制の違反の疑いがある場合には、自衛隊法の規定に基づき、調査を行うなど適切な措置をとる。

また、特定ポストについて事実上の再就職あっせんの慣行があるのではないかとの疑念を解消し、適性化を図る観点から、当該特定ポストの任期終了時点において公募による後任者の選任を要請するなど適切な措置を講ずる。

イ 独立行政法人等の非人件費ポスト

独立行政法人及び特殊法人の既存の非人件費ポスト及び同ポストの新設に係る対応方針（平成22年2月19日総務省通知）等の遵守を確認する。また、公務員制度改革大綱（平成13年12月25日閣議決定）等に基づく独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況に関する調査等に積極的に対応するものとする。

(4) 早期退職募集制度等の活用

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度の適切な運用を図る。

また、航空機操縦士の年齢別構成の適正化、民間航空会社への無秩序な流出の防止等を図るための施策である割愛の趣旨により、自衛隊法第40条の規定により退職を申し出ることに応ずる隊員の募集を適切に実施する。なお、当該制度の活用に当たっては、再就職に関する規制等を厳守した運用に十分配慮するものとする。

3 定年までの勤務環境に係る指針

「官を開く」との基本認識の下、隊員が公務部門で培ってきた専門的な知識・経験を民間等の他分野で活用するとともに他分野での勤務を経験することにより隊員のコスト意識・現場感覚を高める観点から、専門スタッフ職制度の活用、人事交流機会の拡充等をより一層進めるための環境整備を行い、隊員の多様な分野への積極的な人材活用を図る。

(1) 専門スタッフ職制度

国民本位の政策を実現するため、適材適所を徹底するとの考えの下、専門スタッフ職について、年齢別人員構成の推移を見据えつつ計画的に職域の整備に努める。また、その知識・経験の大学等の研究機関や民間企業への還元を推進するため、一般職の国家公務員の動向を踏まえつつ、専門スタッフ職の隊員に係る兼業規制の運用について検討する。

(2) 人事交流機会

隊員の専門的な知識・経験を外部機関のニーズに応じて活用するとともに、そのキャリアパスの多様化を図る観点から、一般職の国家公務員の動向を踏まえつつ、官民の人事交流、大学や民間の研究機関等への派遣、隊員の国際機関等への派遣、地方公共団体との人事交流などの拡充を図る。

4 再任用制度に係る指針

雇用と年金の接続の重要性にかんがみ、退職した隊員で再任用を希望する者についてはその意欲及び能力に応じ、できる限り採用するように努めることが求められるものであることに留意するとともに、再任用に関する隊員の希望動向等を的確に把握し、計画的に職域の整備に努めつつ、次に掲げる取組を着実に進める。

- (1) ①特定の業務分野に対する知識・経験を積ませるような配置を行う、
②異なる部門における業務にも対応できるような知識・経験を積ませることも検討するなど再任用を視野に入れた人事管理を行う。
- (2) 公務の能率的な運営に留意しつつ、既存の業務運営、職務編成の見直しに努める。
- (3) 再任用制度を円滑に運用し、再任用の隊員の知識・経験を十分活用するため、再任用の隊員及び受け入れる職場の隊員に対し、意識改革のための啓発を実施する等の配慮を行う。

ただし、自衛官については、その特殊性を十分考慮した上で、必要な措置を講ずるものとする。

5 今後の検討課題

定年まで勤務できる環境の整備のため、高年齢である隊員の給与の抑制を可能とする制度や雇用と年金の接続の観点から、定年の段階的延長（役職定年制の導入の取扱いを含む。）及び専門スタッフ職の整備について、民間の状況や一般職の国家公務員の動向を踏まえつつ、検討を進め必要な措置を講ずる。

自衛隊法第31条第5項の規定に基づき内閣総理大臣が定める一般定年等隊員に係る退職管理に関する基準

平成27年10月1日
内閣総理大臣決定

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第31条第5項の規定に基づき内閣総理大臣が定める一般定年等隊員に係る退職管理に関する基準を次のとおり決定する。

一般定年等隊員の任命権者（以下「任命権者」という。）は、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）への申請・届出手続の適切な実施について、一般定年等隊員に対し、指導・周知の徹底を図る。

また、任命権者に提出された届出について個別に内容を確認するとともに、再就職等規制違反が疑われる事例があった場合には、速やかに、委員会に報告し、必要な調査を行うほか、委員会から再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求められた場合にも、速やかに必要な調査を行うなど、再就職等規制違反が疑われる事例について、委員会と適切な連携を図るとともに、内閣人事局に対し適時に情報提供を行う。